

二級河川芦田川水系芦田川改修工事(大阪府高石市東羽衣5丁目及び7丁目地内)並びにこれに伴う市道付替工事及び附帯工事に関する事業認定理由

平成19年3月28日付けで大阪府から申請のあった二級河川芦田川水系芦田川改修工事(大阪府高石市東羽衣5丁目及び7丁目地内)並びにこれに伴う市道付替工事及び附帯工事について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法(以下「法」という。)第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府高石市東羽衣5丁目地内から同市東羽衣7丁目地内までの延長約400mの区間(以下「本件区間」という。)における「二級河川芦田川水系芦田川改修工事並びにこれに伴う市道付替工事及び附帯工事」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業のうち、「二級河川芦田川水系芦田川改修工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の二級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用進入路等設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

二級河川芦田川水系芦田川(以下「芦田川」という。)は河川法第5条第1項に規定する二級河川であり、大阪府知事は、同法第10条第1項の規定による河川管理者であることから、起業者である大阪府は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

芦田川は、大阪府和泉市小野町の段丘地に源を発し、同府高石市羽衣地先で河口(浜寺水路)に至る流域面積6.68k㎡、流路延長5.1kmの河川であり、このうち国道26号との交差点から河口までの2.83kmが、二級河川の指定を受けている。

芦田川の治水対策については、昭和57年8月3日の大雨により、浸水

面積 98ha、浸水家屋 2,000 戸という甚大な被害が発生したことを契機に、「芦田川水系工事実施基本計画」（昭和 62 年 3 月策定、平成 9 年 11 月全面改定。以下「基本計画」という。）に基づき、大阪府高石市内の基準地点「羽衣五丁目」において計画高水流量 60 m³/秒を流下させ、年超過確率 1 / 100 年規模の大雨による洪水に対応することを目標として順次河川改修が実施されている。しかしながら、本件区間を含む上流区間については抜本的な河川改修が実施されておらず、本件区間においては、現況流下能力が 15 m³/秒と、基本計画に定める計画高水流量 45 m³/秒に対して河積が著しく不足している。このため、平成 16 年 5 月 13 日には、時間雨量最大 77 mm に達した大雨により、浸水面積 4.5ha、床上 92 戸、床下 183 戸の浸水被害が発生した。

本件事業は、本件区間において、基本計画に定める計画高水流量 45 m³/秒を安全に流下できる能力を確保すべく河川改修工事を行うものであり、本件事業の完成により、年超過確率 1 / 100 年規模の大雨による洪水に対応することが可能となることから、本件区間の背後地に存する高石市街地への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が実施した調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。なお、環境省レッドリストに準絶滅危惧種として掲載され、大阪府レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシについて、本件区間内及びその周辺において生息が確認されたが、起業者は、移殖を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において、基本計画に定める計画高水流量 45 m³/秒を安全に流下させ、洪水時における水害等を未然に防止し、地域住民の生命及び財産の保全を図ることを目的とする河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）等に定める規格に整合していると認められる。

本体事業の施行方法としては、オープン構造の上層河川とボックスカルバート構造の下層河川からなる二層式の河川に改修する申請案のほか、引堤及び河床掘削により必要断面を確保する単断面案について検討が行われ

ている。2案を比較すると、用地取得必要面積及び支障物件数が少ないこと、事業期間が短いこと、事業費が廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

なお、本件区間におけるルートについては、用地取得必要面積や支障物件数を極力少なくするなど社会的影響を考慮したものであり、技術的、経済的にも合理的で適切なものと認められる。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用進入路等設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間においては、流下能力が著しく不足していることから、過去に浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、沿川にあたる東羽衣小学校区の各自治会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。